

キッズプラザ大阪運営予定者選定会議開催要綱

制定 平成28年7月1日
最近改正 平成29年3月31日

(目的)

第1条 キッズプラザ大阪運営予定者選定会議（以下「選定会議」という。）は、キッズプラザ大阪運営予定者を選定するにあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして、「公募型企画競争方式（プロポーザル方式）」により公平・公正な審査を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、本契約にかかる本市の有利性、客観性および公正性の確保のため、本市に対し次の各号について検討し意見を述べるものとする。

- (1) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）にかかる選定基準に関すること
 - (2) 応募団体から提出された企画提案に関する書類内容に関すること
 - (3) その他、選定会議が必要と認める事項
- 2 選定会議は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の委員)

第3条 委員は外部の有識者とし、4名以内とする。

2 委員は、教育学、まちづくり等に関する学識経験者および会計、経営の専門家の中から依頼する。

(座長)

第4条 選定会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、選定会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議の運営)

第5条 選定会議の招集は、座長が行う。

(守秘義務)

第6条 委員は、選定会議の職務上知りえた秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(開催期間)

第7条 選定会議は、平成30年3月31日までの期間において開催する。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の開催に関し必要な事項については、委員の意見を聴いたうえ、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。